

平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 01

1 施策の基本情報

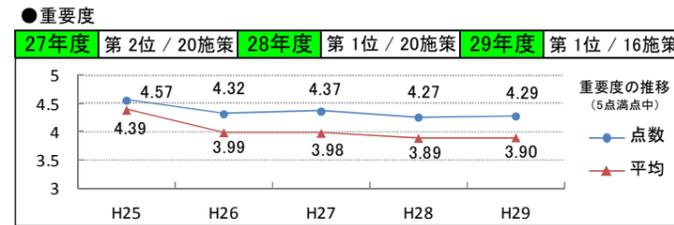
施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	01 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
主担当局	こども青少年本部事務局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値(H34)	実績値							進捗率(H29)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30~H34		
A 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↑	54.4 %	46.4	47.7	48.9	48.4	49.3		90.7%	
B 妊娠11週以内の届出率	↑	100 %	93.2	94.6	94.9	95.5	95.9		95.9%	
C こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	↑	100 %	86.3	89.4	89.7	90.8	90.5		90.5%	
D 子育て支援に関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	↑	100 %	100	94.6	100	93.5	89.4		89.4%	
E										

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
------	------------------------------



4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1 新規	利用者支援事業
2 新規	母子健康包括支援センター事業(子育て世代包括支援センター(母子保健型))
3	
4	
5	

平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1 拡充	病児病後児保育事業
2	
3	
4	
5	

平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)
<p>行政が取り組んでいくこと ■安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援 総合戦略 ①</p> <p>【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】 (目的)親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (成果)①妊娠届時の全数面接、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診等を通じ、妊娠早期からの妊産婦や保護者への支援につなげた。(目標指標B・C) ②学校と連携した性の教育については、「思春期の不安がなくなった」「性について・将来について考えるきっかけとなった」等のアンケート結果が得られた。 ③「乳幼児健康診査事業」について、平成30年1月から南北保健福祉センターに新たにプライバシーに配慮した診察室を設けるなど安全・安心な健診環境を整備した。これまで6支所で実施していたものを2か所に集約しての実施となったが、受診率は低下することなく上昇している。(平成28年度:94.5%→平成29年度:95.6%) ④子ども等に係る医療費の一部を助成することにより、本人及びその家族等の経済的負担の軽減を行った。 (課題)①「妊婦健診費用助成事業」について、多胎妊婦は定期健診の回数が多くなることから、経済的に不安を持つ妊婦がいる。 ②性の教育については、学校からの依頼に応じた実施となっており、全市的な取組となっていない。 ③乳幼児健康診査の受診率について、前年度から上昇しているが、一定の未受診者が引き続き発生しており、子どもの成長発達が確認できていない実態が一部ある。 ④子ども等に係る医療費助成制度が、経済的弱者を対象とする「福祉施策」から子ども全体を対象とする「子育て施策」へと移行してきている中、近隣他都市との比較において、助成内容に差が生じている。 【地域で支える食育の推進】 (目的)食を通じた心と体の健康づくりを推進するため、市・家庭・地域・団体・事業者等が協働した食育の取組を行う。 (成果)⑤家庭での朝食習慣や野菜摂取の実践に向け、まちづくり協議会、ボランティア、大学、食ビジネス事業者を含む商工会議所等と連携した食育の取組を行い、子どもたちの体験学習の機会が増えた。(連携した食育活動に取り組む団体 平成28年度:49団体→平成29年度:62団体) (課題)⑤ひとり親世帯、共働き世帯が増えるなど家庭環境やライフスタイル、食を取り巻く社会環境が変化中、家庭の努力だけでは健全な食生活の実践につなげていくことが難しい状況のため、さらなる地域を含めた食環境整備の推進が必要である。 【病児病後児保育】 (目的)保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気やその回復期で集団保育が困難な乳幼児及び小学校6年生までの児童を一時的に医療機関に併設の病児保育室で保育・看護する。 (成果)⑥平成29年度から新たに兵庫県立尼崎総合医療センターでも実施し、実施施設が4か所となり利用できる環境を促進した。 (課題)⑥実施施設4か所で、より利用しやすい環境づくりに取り組む必要がある。 【ファミリーサポートセンター運営事業】 (目的)アドバイザーを配置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。 (成果)⑦アドバイザーの体制強化により、会員数が平成28年度1,865人から、平成29年度は、1,929人に増加した。 (課題)⑦より身近に受付窓口を設けるなど、更に市民の利便性を高める必要がある。 【コミュニティソーシャルワーク】 (目的)子育て支援活動グループ等の主体的な取組みが進むよう、子育てコミュニティワーカーによる情報提供等の働きかけや、ワークショップ開催などにより、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。 (成果)⑧地域社会の子ども・子育て支援により興味・関心が深まるよう、ワークショップでは将来助産師や保育士など子どもに関わる職業を志望する学生に対してロールプレイを行うなど手法も工夫した。(目標指標A・D) ⑨「食」「学習」などを通じた、大人も子どもも交流できる地域の居場所のほか、ユースワークに対する地域での取組みが進むよう、研修会やフォーラムをNPO法人等と連携して実施した。 (課題)⑧⑨子育てコミュニティワーカーの活動は地域において認知度も向上し側面支援による成果も上がっているが、地域の子ども・子育て支援や居場所を支える担い手となり得る新たな人材の発掘・育成に向け、庁内関係課と連携を強化し、継続的な取組みが必要である。</p>

平成30年度の取組
<p>【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】 ①母子保健事業を通して、切れ目のない支援につなげていくとともに、子育て関係機関とのネットワークを広げていく。妊娠期からの支援において、発達特性のある親子への早期支援や虐待予防対策も行っていることから、子どもの育ち支援センターとの連携について引き続き協議していく。 ②多胎妊婦の妊婦健診費用助成回数について他都市を参考に検討する。 ③性の教育については、学校や産婦人科医会、助産師会と課題を共有し、一体的なあり方を検討する。 ④継続して健診来所者の意見や受診率の動向に注視し、未受診者に対しては、その理由を継続して把握していくとともに、同月内に設定している複数の健診機会を活用し早期に受診勧奨を行い、受診率の向上に努める。 ⑤近隣他都市の調査を行うとともに、本市制度のあり方を検討する。また、併せて本市が拡充策を講じた場合の事業費等を試算し、持続可能な制度の構築に向けた検討を行う。 【地域で支える食育の推進】 ⑥商工会議所、食ビジネス事業者などと連携し、商工会議所が新たに開始する認証制度を活用するなどして、栄養バランスに配慮した食事の実践に向けた食環境整備の取組を推進する。 【病児病後児保育】 ⑦実施施設4か所で引き続き、事業を実施する。事業のPRを行うとともに、各施設が互いに情報共有する機会を設け、利用しやすい環境づくりに取り組む。 【ファミリーサポートセンター運営事業】 ⑧本庁北館2階に子育て関連窓口を集約する中で、更に市民の利便性を高めるため、おやこの森を含めたセンター機能の本庁舎内への移転を検討・調整する。 【コミュニティソーシャルワーク】 ⑨⑩庁内関係課と連携を強化し、引き続き地域活動団体への側面支援を行っていく。</p>

新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目

<p>【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】 ①妊婦健診費用助成制度について、多胎妊婦の費用助成回数の拡充を検討する。なお、新規・拡充の提案に必要な費用については、「妊婦健診事業」より捻出する。</p>
--

6 施策評価結果

<p>・乳幼児健診については、南北保健福祉センターで実施することで、受診環境の向上や、健診日の拡大が図られた等により、受診率は向上している。引き続き、利用者のニーズを踏まえるとともに、実施状況について検証を行い、より良い受診環境を目指していく。</p> <p>・発達障害を抱える児童の家族が、誰にも相談できず、問題を抱え込んでしまわないよう、つながりが必要であり、家族会の発足に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>・ファミリーサポート運営事業については、児童ホームやこどもクラブ終了後の子どもの預かりの受け皿として、制度の有効な活用策を検討する必要がある。</p>

平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 02

1 施策の基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	02 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
担当当局	子ども青少年本部事務局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (H34)		実績値					進捗率 (H29)	
		数	人	H25	H26	H27	H28	H29		H30~H34
A 保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	↓	0	人	502	332	295	440	624		—
B 保育施設等待機児童数(翌年度当初)	↓	0	人	80	68	47	87	156		—
C 児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点)	↓	0	人	144	179	377	344	355		—
D										
E										

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●保育事業、放課後児童対策等による支援
------	---------------------

●重要度
 27年度 第2位 / 20施策 28年度 第1位 / 20施策 29年度 第1位 / 16施策



●満足度
 27年度 第17位 / 20施策 28年度 第14位 / 20施策 29年度 第15位 / 16施策



4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 保育の量確保事業
2	拡充 保育環境改善事業
3	拡充 児童ホーム整備事業
4	新規 新卒保育士確保事業
5	拡充 放課後児童健全育成事業所運営費補助金

平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 保育環境改善事業
2	拡充 保育の量確保事業
3	拡充 児童ホーム整備事業
4	拡充 病児病後児保育事業
5	新規 保育士宿舎借り上げ支援事業

平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 児童ホーム整備事業
2	拡充 公立保育所施設整備事業
3	拡充 病児病後児保育事業
4	新規 実費徴収に係る補給給付事業
5	

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■保育事業、放課後児童対策等による支援
総合戦略	①
【保育事業】 (目的) 待機児童を減らすため保育の定員を増やすとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。 (成果) ①公立保育所では、老朽化が著しい武庫東等3保育所の建替えに係る必要な対応を図った。 ②私立保育所では、保育環境改善事業により2園の増改築(次年度繰越分を含む)、2園の改築、2園の大規模改修に対してその費用の一部を補助し37人の定員増を図った。 ③平成29年度から保育士宿舎借り上げ支援事業を開始し、8法人・9人に対し補助を行い、保育士の確保等に努めた。 ④小規模保育事業と認可保育所の公募を行った結果、小規模保育事業5箇所81人の定員を確保した。このほか既存保育所等の分園設置等により前年4月と比べ134人の定員増を図れた。また、企業主導型保育事業説明会を開催し同事業の設置促進を図った。 ⑤公立保育所の民間移管を推進するため、塚口北・富松保育所において複数回の保護者説明会を経て、移管法人の募集を行った。 ⑥未入所児童の保護者に対し、延べ256件のアフターフォローコール(以下「AFC」という。)を実施し、計100人の未入所児童数の減少につながった。(助言による保育施設等の利用開始21人、状況の変化による申請辞退79人) ⑦保育の質の向上を図るため次の取組を行った。ア:「人材育成のための保育所職員研修体系」に基づき私立保育所等も参加可能な専門研修を21回実施。また、年長児交流会において、公私立保育所の保育士が交流する中で人材育成を行うなど保育の質の向上を図った。イ:児童が栽培した野菜を給食に取り入れるなど野菜に興味を持ち、進んで食べる習慣をつける取組を行った。ウ:小規模保育事業の保育の質の向上を図るため、全ての小規模保育事業へ巡回支援やフォローアップ研修等を行った。 (課題) ①建替えの目的が立っていない杭瀬等3公立保育所については、建替用地の確保が必要である。 ②老朽化が著しい私立保育所がなお存在することから施設の増改築を促進するよう支援が必要である。 ③保育士不足が顕著であり、更なる保育士確保の充実や就労継続につながるための支援が必要である。 ④定員増を上回る保育需要の増が続いており、更なる保育施設等の定員を確保するための多様な取組が必要である。また新設認可保育所への応募がなかったことから用地確保など法人の参入促進のための取組が必要である。(目標指標A・B) ⑤計画的に民間移管手続きを進めるため、保護者等に対して丁寧な説明を行い理解を求めるとともに、法人が応募しやすいよう努めることが必要である。 ⑥保育施設等利用申請者が大幅に増えていることに加え、地域や年齢によって需給バランスに違いがあり、利用調整が難しくなっている。特に1歳児の保育需要が高く保育施設等での受入ができないなど年齢や地域による需要と供給のアンマッチが起きていることから利用者ニーズに合った受入につながるための取組が必要である。 ⑦公立保育所では、採用10年以下の保育士が約60%という年齢構成の中、保育士の年代別に応じた研修を行いその資質を高めていくことが必要である。また、小規模保育事業所数が増加している中、経験年数が短い職員の保育の質の向上のため、フォローアップ研修でも報告書等で研修内容のニーズを把握しながら、研修内容の充実を図る必要がある。	
【放課後児童対策(児童ホーム)】 (目的) 保護者が就労等により、家庭において保育を受けることができない留守家庭児童に安全な生活の場を提供するとともに、集団生活の中での遊びを通して生活指導等を行う。 (成果) ⑧待機児童の状況が厳しく、利用希望者が多い公設児童ホーム(小園)の整備を行い定員を40人増やした。民間児童ホームの定員も23人確保し定員拡大を行った。 また潮小学校については、緊急対応として平成29年度校舎内の教室を活用し定員拡大を図り、併せて児童ホームの施設整備を行った。待機児童減少のため、利用希望者に対しては公設児童ホームだけでなく、民間児童ホームに関する情報提供も行った。 (課題) ⑧利用希望者の増などにより、全体の待機児童数が増加し、今後もその傾向が見込まれるため、引き続き公設児童ホーム・民間児童ホームの定員拡大に取り組んでいく必要がある。(目標指標C)	

平成30年度の取組

【保育事業】 ①公立保育所では、武庫東・北難波の基本設計と戸ノ内の屋上防水改修工事を行う。また杭瀬等3保育所の建替用地の確保を目指す。 ②私立保育所では、国庫補助金を活用して定員増を伴う建替え等に対して整備費の一部を補助する。 ③私立保育施設等に就職した新卒保育士に対し一時金として1年目に10万円の支給や保育士宿舎借り上げ支援事業の補助期間を延長により保育士の確保を図る。 ④認可保育所の公募については対象法人の拡大など条件緩和や建設用地として市有地の活用を含めた法人の参入促進を図る。認定こども園への移行・保育定員増のための施設整備補助を行う。小規模保育事業の公募は建物の条件緩和や連携施設の確保支援の強化を図る。 ⑤塚口北・富松の移管法人を選定し、移管に向けて引継ぎ等の事務を進める。また神崎の民間移管手続きを開始する。 ⑥こども総合案内窓口を設置し、子育てに関する情報の収集・発信による相談業務の充実を図り、利用者支援を行う。未入所児童の保護者にAFCを戦略的に実施し未入所児童数の減少につなげる。 ⑦保育士の年代別の研修の他、私立保育所、小規模保育事業所等が対象のキャリアアップ研修を実施する。巡回支援は特に新設～設置後2年目までの事業への支援に重点をおく。
【放課後児童対策(児童ホーム)】 ⑧公設児童ホームでは、園田北の施設整備に取組み、明城の施設設置場所等の調整を行った上で設計等整備に向けた取組を行う。民間児童ホームでは、新たに賃借料補助及び送迎支援補助を創設し、既存施設の運営を支援することにより新規開設事業者の参入促進を図る。

新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目

【保育事業】 ①武庫東・北難波の建替工事と大西の基本設計を行う。 ②老朽化の著しい私立保育所の改築や大規模改修を促進するため施設整備補助や改築等の際の仮設用地の提供等の支援を検討する。 ③私立保育施設等の実情に応じた効果的な保育士確保策や就労継続、更には潜在保育士の活用につながる支援を検討する。 ④⑥公有財産の活用を含めた認可保育所や小規模保育事業の公募を行う。認定こども園化や保育定員増を促進するための施設整備補助を行う。特に保育需要が高い1歳児や小規模保育卒園後の3歳児の受入促進策を検討する。
【放課後児童対策(児童ホーム)】 ⑧新たな施設整備や校舎を活用した公設児童ホームの定員増に向け教育委員会と調整を行うとともに民間児童ホームの整備・利用促進策を検討する。
【保育所の調理業務の見直し】 保育所での給食の質の向上及び業務の効率化を目的とした業務委託を推進する。

6 施策評価結果

・保育所の待機児童対策については、小規模保育事業所や、既存保育所等の分園設置等により、134人の定員増を図れた。
・一方では、定員増を上回る保育需要が増加していることから、将来的な人口動態も見据えつつ、引き続き、待機児童対策に取り組んでいく。
・私立保育施設等の保育士不足が顕著となっており、さらなる保育士確保策の充実等が求められていることから、法人と協議を行う中で、より効果的な支援策を検討していく。
・児童ホームの待機児童対策については、公設及び民間児童ホームの定員拡大の取組を進めているものの、今後もその需要は拡大していく見込みであり、引き続き、効果的な待機児童対策に取り組んでいく。

平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 03

1 施策の基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	03 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
主担当局	子ども青少年本部事務局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値(H34)	実績値						進捗率(H29)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30~H34	
A 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↑	54.5 %	46.4	47.7	48.9	48.4	49.3	90.5%	
B 要保護児童に関する個別ケース検討件数	↑	332 件	244	258	264	286	293	88.3%	
C 要保護児童対策地域協議会の相談件数	→	— 件	1,556	1,827	2,397	2,506	2,423	—	
D 子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数	↑	58 校	20	30	36	30	32	55.2%	
E 少年補導委員による補導活動の延べ人数	↑	17,760 人	16,853	17,463	16,679	16,690	16,141	90.9%	

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●支援を必要とする子ども・家庭への支援
------	---------------------



4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1 拡充	子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業
2	
3	
4	
5	

平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1 拡充	あまがさき・ひと咲きプラザ整備事業
2 拡充	子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業
3 新規	尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業
4	
5	

平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1 新規	(仮称)尼崎市子どもの育ち支援センターの機能検討事業
2 新規	旧聖トマス大学施設活用整備事業
3	
4	
5	

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)	総合戦略	①
<p>行政が取り組んでいくこと ■支援を必要とする子ども・家庭への支援</p> <p>【子どもの育ち支援センターの開設準備】 (目的)様々な困難や課題を有する子どもに対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。 (成果)①庁内会議等を経て、「子どもの育ち支援センターの概要について」を取りまとめた。(目標指標A) ②整備工事の実施設計を完了した。また、電子システムについては、プロポーザル方式で業者を決定し、システム開発に着手した。 (課題)①開設に向けて、効果的な本格事業、組織運営体制の構築及び専門職の人材確保・育成を必要とする必要がある。 ②現在実施している西宮こども家庭センターへの職員派遣研修に加え、関係機関や地域・社会資源と連携強化を図る必要がある。 ③関係機関との具体的な役割分担や連携の仕組みを検討する必要がある。 ④電子システムの構築に当たり、個人情報保護に係る規定の整備や万全を期したセキュリティ対策を講じる必要がある。</p> <p>【要保護児童等の対応】 (目的)児童虐待防止等に関する関係機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童対策の促進を図る。 (成果)③要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)を開催し、緊密な連携・協力を行い、適切な支援に努めた。(目標指標B・C) ④平成29年度も要対協への継続計上を見極める見直し会議を年1回は実施する仕組みを構築し、支援を再編することができた。 (課題)④年1回の見直し会議では、変化をキャッチしにくいため、適切な時期での再評価を行う仕組みづくりが課題である。また、依然として要対協管理対象ケース数は多く、メリハリをつけたケース管理を行うために、要対協事務局で入り口段階における見極めを行う体制を強化していく必要がある。</p> <p>【スクールソーシャルワークによる支援】 (目的)就学後の要支援の子どもを早期に発見し、適切な支援を行うため、学校現場に福祉の視点を導入し、学校対応力の向上の側面的支援、学校と社会資源とのネットワークの構築などを図る。 (成果)⑤福祉事務所に6名の子ども育ち支援ワーカー(SSW)を配置、活動校数は前年より若干増加した。(目標指標D) ⑥支援が必要な児童を早期発見するための仕組み(スクリーニングリスト)について学び、この仕組みを導入して支援体制を構築した学校では、長期欠席者が約半数になるなど、メディア等からも高く評価された。また、健康福祉局・教育委員会やスーパーバイザー4人とワーカーが連絡会議で、指導助言を受け振り返りをする場を設ける等、活動しやすい環境づくりに努めた。 (課題)⑥学校現場におけるワーカーの活動方法、制度理解の浸透については、校内支援システムとなるよう継続した取組が重要である。また、効果的な実施には学校に窓口担当教員が不可欠であるが、スクールソーシャルワークの知識や活用経験のある教員が少なく、教員が多忙であるため選任が難しい。</p> <p>【ひきこもり青少年等への支援】 (目的)課題を抱える青少年への支援を对象とした施策を実施することにより、市内のあらゆる青少年が社会性を身につけ、自己肯定感を育むことができるようにする。 (成果)⑦ひきこもり等課題を抱える青少年への支援について、庁内各課や事業実施団体等への聞き取り等、事業立案に向けた準備を行った。 (課題)⑦ひきこもりの長期化が社会的な問題となる中、当事者をはじめ、親や家族の不安や悩みに対する相談を受けることができる窓口の設置や支援のコーディネート機能、居場所の確保が必要である。</p> <p>【非行化防止】 (目的)「地域の子どもは、地域で守り育てる」という地域主体の青少年育成・非行化防止の環境づくりや子どもの状況に合わせた補導活動を実施する。 (成果)⑧地域補導や毎月10日の一斉補導では、コンビニや量販店・ゲームセンター・カラオケ店など子どもの集まりやすい場所を巡回したり、特別補導では、地元行事や学校行事に合わせた補導活動を実施し、問題行動が発生した場合は、学校や警察と連携し対応した。(目標指標E) ⑨補導体制を強化するため、これまで女性が対象であった補導委員を男性も対象とし募集を行った。 (課題)⑧日々進化するインターネットの普及により、青少年の問題行動等が多様化しており、問題が表面化しにくくなっている。</p> <p>【子どもの生活に関する実態調査】 (目的)子どもの生活と意識の実態、家庭の状況や子どもをめぐる考え方について現状を把握し、本市の子どもの状況を踏まえて、とりわけ、貧困や様々な困難な状況が子どもの生活や意識にどのように関連しているのかに注目し、有効な支援のあり方について示唆を得ることを目的とする。 (成果)⑩市立小学校5年生と中学校2年生の児童生徒とその保護者を対象に、子どもの生活と意識の実態、家庭の状況についてアンケート調査を実施した結果、家庭の経済状況等の環境の違いにより、子どもの生活習慣や学習習慣の違いが明らかになった。 (課題)⑩調査結果を具体的な子どもの貧困対策等について検討し、必要な施策化を図る必要がある。</p>		

平成30年度の取組
<p>【子どもの育ち支援センターの開設準備】 ①センターでの本格事業、設備・備品及び組織運営体制等を検討する。「あまがさき・ひと咲きプラザ整備事業」全体の枠組みの中で工程監理などの調整を行う。 ②保育施設・幼稚園・小中高等学校等に訪問する等のプレ事業を実施し、関係機関等との具体的な役割分担や連携の仕組みを検討する。 ③家庭児童相談を実施し、開設に向けて機能強化を図る。 ④電子システムについては、子どもの育ち支援条例を改正し、本格稼働に向けた開発を行う。</p> <p>【要保護児童等の対応】 ④依然として要対協の管理対象ケース数が多くなっているため、新規ケースを見極める受理会議を定期的実施するとともに、見直し会議を年2回程度実施するなどメリハリをつけたケース管理に努める。</p> <p>【スクールソーシャルワークによる支援】 ⑥学校の管理職にワーカーの活動方法、制度理解の浸透についての研修と併せて、窓口となった教員の体験を他の教員と共有し、気づきを促すような研修を行う。</p> <p>【ひきこもり青少年等への支援】 ⑦ひきこもりの長期化を予防する観点から相談支援等を行うよう、アウトリーチといった手法も含め、(仮称)尼崎市ユース交流センターで事業を実施する方向で検討を進める。また、ひきこもりに関する情報をホームページで紹介するなど、情報発信に努める。</p> <p>【非行化防止】 ⑧引き続き、学校や警察等と情報交換するなど連携を密にし、最近の子どもの現状を踏まえた補導活動を行い、非行化の未然防止に努める。</p> <p>【子どもの生活に関する実態調査】 ⑩関係部局や学校、教育研究機関等との情報共有を図り、更なる分析を行い、子どもの貧困対策等の有効な取組について検討する。</p>

新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目
<p>【子どもの育ち支援センターの開設準備】 ①総合相談(こども専用ダイヤル、24時間相談受付体制等)事業、発達相談(5才児発達相談、アウトリーチ、学校園への派遣、診療所の開設、保護者支援等)の各種事業、ネットワーク構築事業(事業所等、訪問先の拡充)、家庭児童相談の体制整備、こども自立支援室(適応指導教室の見直し、ソーシャルスキルトレーニング事業等)の構築などの本格事業の実施を検討する。</p> <p>【ひきこもり青少年等への支援】 ⑦相談支援等について、アウトソーシングといった手法を含めた検討を進める。</p>

6 施策評価結果

<p>・子どもの育ち支援センター機能の構築については、これまで庁内で調整を進め、センターに求められる機能の整理を行った。引き続き、平成31年秋のセンターオープンに向け、着実に準備を進めていく。 特に、総合支援拠点として機能を発揮できるよう、西宮こども家庭センターと十分に協議していく必要がある。</p> <p>・児童虐待の相談業務等に注力できる体制にしていく必要があることから、子どもの育ち支援センターに配属される児童専門のケースワーカーの育成が急務である。 また、将来的には、公立保育所に配置された保育士などを対象に、児童専門のケースワーカーを継続的に育成できるような体制整備を検討する必要がある。</p> <p>・スクールソーシャルワークによる支援については、これまでの課題を踏まえ、教育委員会へ移管することによって、より効果的な支援体制となるよう、取り組んでいく。</p> <p>・ひきこもりの原因としては、過去に不登校であるケースが多いことから、平成31年秋にオープン予定の(仮称)尼崎市ユース交流センターにおける指定管理者と十分に連携し、不登校児の情報を共有する仕組みづくりを行う必要がある。</p> <p>・非行化防止に係る青少年補導活動については、インターネットやSNSでのトラブルが増えるなど、問題が潜在化する傾向がある中で、より効果的な体制となるよう、検討していく。</p>
--

平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 04

1 施策の基本情報

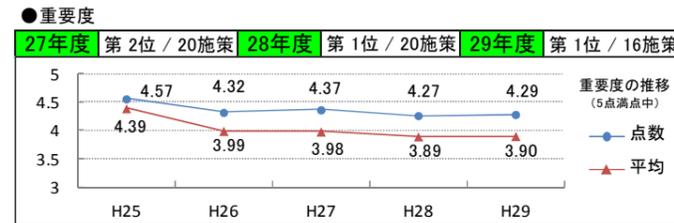
施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	04 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。
主担当局	子ども青少年本部事務局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値(H34)	実績値						進捗率(H29)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30~H34	
A 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	全国平均以上	%	—	—	—	—	小 72.2 中 64.1	小 92.7% 中 90.7%
B 青少年活動の団体数	↑	35	団体	25	24	28	35	29	82.9%
C 青少年センターの月平均利用者数(青少年)	↑	3,800	人	3,484	3,565	3,322	3,409	3,677	96.8%
D 青少年の居場所の数	↑	15	箇所	5	7	7	7	10	66.7%
E こどもクラブの登録児童率	↑	40.0	%	32.0	33.3	34.1	35.5	35.2	87.9%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●子どもの主体的な学びや行動への支援
------	--------------------



4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	改善 青少年センターにおける指定管理者制度の導入
2	
3	
4	
5	

平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 少年音楽隊事業
2	
3	
4	
5	

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)
<p>行政が取り組んでいくこと ■子どもの主体的な学びや行動への支援</p> <p>【青少年センター】 (目的) 青少年の健全な育成と福祉の増進を図ること。 (成果) ①平成31年秋頃に青少年センターがひと咲きプラザに移転することに合わせ、指定管理者制度を導入することとし、取り組むべき青少年施策の概要や施設レイアウト等を取りまとめ、その概要を公表した。(目標指標B・C) ②成人の日のつどい事業では、事業の企画・立案等を青年層で構成する企画委員会に委託し、同世代の感覚やニーズの反映に努めたほか、新成人が会場内に足を運ぶ仕組みづくりやプログラム内容の工夫に取り組んだ。 (課題) ①指定管理者に担わせる業務の検討を進めるとともに、青少年施策の実施にあたっては若者の成長を手助けするユースワーク機能を重視し、移転先のみならず各地域においても公共施設等を活用しながら施策の全市展開に取り組む必要がある。 ②成人の日のつどい事業では、当日、会場の体育館内に入らない新成人も目立つことから、プログラム内容の工夫に継続して取り組む必要がある。(目標指標A) 【居場所づくり】 (目的) 青少年が集い、癒され、また、他人との関係の中で主体的に学ぶことができる物理的・心理的空間となり得る居場所づくりに取り組む。 (成果) ③引き続き、青少年の居場所の拠点として、青少年センターのロビーや学習室等を開放するとともに、公共施設1か所、民間施設3か所を新たに地域の居場所として加え、計10か所を市ホームページ等で紹介した。また、居場所の担い手となる人材等の発掘・育成のため、ユースワーク講演会を開催するとともに、社会福祉協議会及びNPO団体が主催するユースワーク研修会等への協力を行った。(目標指標D) (課題) ③講演会や研修会において、居場所づくりをはじめとした青少年支援への関心の高さがうかがえたものの、活動につながる仕組みがない状態である。 【美方高原自然の家】 (目的) 豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。自然学校の実施(小学5年生)。 (成果) ④平成29年度より導入した収入力向上によるインセンティブを達成した。また、これまで利用のなかった本市中学校の宿泊学習での利用1校や他市の自然学校を誘致するなど、利用促進に努めた。 (課題) ④本市自然学校以外の利用者は増加傾向であるものの、少子化等の影響により、年々自然学校での利用者数が減少していることから、さらなる利用促進が必要である。また、今後、老朽化に伴う建物及び設備について、予防保全による長寿命化を図るための維持管理を計画的に行っていく必要がある。 【青少年いこいの家】 (目的) 野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を図る。 (成果) ⑤自主事業開催回数の増加及びイベントチラシの配布枚数を増やしたことにより、施設利用者数が大幅に増加した。 (課題) ⑤尼崎市公共施設マネジメント計画に示されたとおり、今期指定管理期間終了後、宿泊棟を廃止するため、それ以降の施設のあり方を決める必要がある。 【こどもクラブ運営】 (目的) 小学校の放課後、土曜日、長期休業日において、子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。 (成果) ⑥小学校を通じた情報提供に加え、HPにおいて各こどもクラブの活動内容を発信するなど、保護者や児童への情報発信を工夫することで、事業への参加を促進するとともに、こどもクラブ事業と児童ホーム事業を連携して行う”一体型”の事業の取り組みを継続しながら、プログラムの充実にも努めた。(目標指標E) (課題) ⑥登録児童率については年々順調に増加していたが、横ばいとなった。引き続き、情報発信の工夫やプログラムの充実などに努めていく必要がある。 ⑦児童ホームの待機児童の多くを対応している中で、利用者のニーズも多様化しており、ニーズの把握や運営面の課題の抽出等を行い、今後のこどもクラブ事業のあり方や方向性の検討を行う必要がある。</p>

平成30年度の取組
<p>【青少年センター】 ①平成31年秋頃の移転・指定管理者制度導入に向けて、施設設置管理条例の改正と指定管理者の選定等に取り組む。 ②成人の日のつどい事業では、多くの新成人に参加してもらえるようプログラム内容を精査の上、委託先の企画委員会と協議する。 【居場所づくり】 ①③青少年の居場所等で活動するユースワーカーの養成について、青少年施策の全市展開、(仮称)尼崎市立ユース交流センターのオープン及び地域振興体制の再構築を見据え、一体的な取り組みとして検討をはじめ。既存の地域の居場所については、紹介可能な居場所の情報収集を行い、ホームページ等にて積極的に紹介を行う。さらに新たな青少年の居場所の設置に向けた仕掛けをNPO法人等と連携のもと進めていく。 【美方高原自然の家】 ④本市中学校の宿泊学習において、さらなる利用校の獲得を目指すなど、本市の教育施設として、学校活動での利用を促進する。 【青少年いこいの家】 ⑤現指定管理期間終了後、老朽化した宿泊棟を廃止し、野外での活動を中心とした施設へ特化していくため、次期指定管理期間に向けて施設の運営方針を定める。 【こどもクラブ運営】 ⑦数か所のモデル事業実施施設を選定し、これまで閉室時間であった正午から午後1時の時間帯を、試行的に夏季休業期間中開所する中で、ニーズの把握や運営面での課題の抽出等を行う。また、こうした実施結果や利用状況等を踏まえ、こどもクラブ事業のあり方や方向性の検討を行う。</p>

新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目
<p>【青少年センター】 ①移転に合わせて指定管理者制度を導入することで、民間事業者の専門性とノウハウを活用し、多様化する青少年ニーズに対応するとともに、施設の効果的・効率的な管理運営を行う。 【居場所づくり】 ①③(仮称)尼崎市立ユース交流センターが快適な青少年の居場所として機能するよう、必要な整備を行う。また、青少年の居場所等で活動するユースワーカーを養成する仕組みづくりについて、青少年施策の全市展開等と一体的な取り組みとして検討する。 【青少年いこいの家】 ⑤今期指定管理期間(H27~H31)終了後、老朽化した宿泊棟を廃止し、野外での活動を中心とした施設へ特化していくため、次期指定管理期間に向けて施設の運営方針を定める。 【こどもクラブ運営】 ⑦「こどもクラブあり方検討モデル事業」の実施結果を踏まえて、職員体制など、児童が安全・安心に過ごせる環境整備を検討する。</p>

6 施策評価結果

<p>・青少年の居場所づくりについては、新たに4か所を加え、計10か所となった。今後は、平成31年秋にオープン予定の(仮称)尼崎市ユース交流センターと連携し、若者の成長を手助けするユースワークの視点をより一層強め、取り組んでいく必要がある。</p> <p>・こどもクラブの運営については、児童ホームの待機児童の多くを対応していることから、平成30年度実施のモデル事業の結果を検証し、今後のこどもクラブの事業のあり方や方向性を検討していく。</p>
